

国際司法裁判所のアドホック裁判部

内ヶ崎 善英

- 1 問題の所在
 - 2 歴史的背景
 - (1) 裁判所規程の改正
 - (2) 裁判所規則の改正
 - (3) 裁判部の構成の実行
 - 3 モロゾフ、エル・カーニ裁判官の批判
 - 4 結びにかえて
-
- 1 問題の所在

裁判部という制度に関する考察は、「裁判所」とは何かという問題に帰着するように思われる。「裁判所」は、単数もしくは複数の裁判官から構成される。しかし、裁判所という概念は、特定の裁判官集団の別名でもなければ、個々の裁判官の総和でもない。個人としての裁判官達が、裁判所の名の下の下に行動するとき、そこに裁判所の実体が生じる。いかなる個人が裁判官席につくか、裁判官達はいかなる義務を負うか、裁判官達は判決を下す際にいかなる法に拘束されるかといった問題を規定する裁判所の基礎法により、個人としての裁判官の総和以上の存在としての裁判所が成立するのである。観念としては、それぞれの裁判官の人的個性と裁判所の存在とは切り離されるものでなければならぬ。しかし、裁判所を構成する裁判官の人的個性に意識的な偏向が加えられるのであれば、その事実上、裁判所の性質に大きな影響を及ぼすであろう。すなわち、客観的で公正な基準に基づいて裁判官を選出するのであれば、当該裁判所が公平な視点に立つて裁判を行う可能性は高まるであろうし、逆に、裁判官の選出に何らかの偏向があれば、裁判所自体も偏った視点からの裁判をなす可能性が高くなる。

国際司法裁判所が裁判を行う際には、国際連合によって選出された一五人の裁判官だけで行うのではない。アドホック裁判官(特任裁判官)がこの一五人に加わる。選出する母体も選出する手続も異なる裁判官が加わることにより、国際司法裁判所の公正さ、中立性に疑義を与えることは、これまでにも指摘されてきた。本稿の主題である裁判部の最大の問題点もここにある。裁判所裁判官の選出は、憲章と裁判所規程にしたがい客観的基準から公正に選出される。そして、その中から特定の裁判官達を選ぶ際にも同じような客観的基準と公正な手続によるのであれば問題はない。しかし、裁判所に所属する裁判官達の中からその一部のみが特別の方式により選出され法廷を構成するときに、その法廷は全体としての裁判所と同一視されるべきなのであるか、それとも、別個の存在と考えられるべきなのであるか。¹⁾

国際連合の主要な司法機関たる国際司法裁判所には、裁判部 (chambers) の制度が置かれている。裁判部とは、通常の全員廷 (full court) と異なり、裁判所の一部の裁判官によって構成される法廷である。すなわち、国際司法裁判所規程第二六条一項は、「裁判所は、特定の部類の事件、たとえば、労働事件並びに通過および運輸通信に関する事件の処理のために、裁判所が決定するところにより三人以上の裁判官からなる一または二以上の部を随時設けることができる。」と規定し、第二項は、「裁判所は特定の事件の処理のためにいつでも部を設けることができる。この部を構成する裁判官の数は、当事者の承認を得て裁判所が決定する。」と規定しており、さらに、第二九条では、「事務の迅速な処理のために、裁判所は、当事者の要請によつて簡易手続で事件を審理し、及び裁判をすることができる五人の裁判官からなる部を毎年設ける。」と規定されている。条文上は、条項が分離されているが、要するに裁判所は、三種の裁判部を設置する権限を有している。第一のものが、特別の部類の事件を処理する裁判部、第二に、特定事件のために設けられる裁判部（アドホック裁判部）、第三のものが、簡易手続裁判部である。

国際司法裁判所の専任の裁判官は一五名であり、裁判部は三名から五名で構成されるという数字だけを取り出せば、我が国の最高裁の大法廷と小法廷を連想させる。実際、いくつかの文献においては、裁判部を小法廷と表記しているものがある。それでは、国際司法裁判所の裁判部は、最高裁における小法廷のような性質のものと考えて良いのであろうか。膨大なる数の事件を処理しなければならない最高裁とは異なり、国際司法裁判所では、付託される紛争のすべてを全員廷で裁くことが事実上可能である。そのため、最高裁では、事件はまず小法廷で審理されることが通例であるのに対し、国際司法裁判所では、全員廷で審理することが原則となる。この点では、わが国の最高裁の大法廷・小法廷とは、異なる性質を有する制度であると言える。すなわち、最高裁に事件が付託される際には、特定の条件が満たされる場合にのみ、大法廷に事件が移送されるが、逆に、国際司法裁判所では、付託された事件は原則として全

員廷において扱われ、裁判部に事件が移送されるのは特定の場合のみである。

また、最高裁の大法廷・小法廷の問題が単なる内的構成の問題に過ぎないの³⁾に比べて、国際司法裁判所の裁判部は、内的構成の問題と言いつても切れない。具体的には移送と終審性の問題がある。最高裁の小法廷から大法廷への事件の移送は、小法廷側に決定権があるが、大法廷からの決定によっても可能とする意見もある。これは、小法廷を大法廷の委任を受けて活動する存在とみなすことによつて可能となる解釈である。国際司法裁判所の裁判部の場合には、アドホック裁判部から裁判所への移送の可能性は、規程にも憲章にも記されていない。

最高裁の場合には、小法廷と言えども終審性を有する。過去に大法廷が違憲判決を下していない問題に関して違憲判決を下そうとする場合には大法廷に移送しなければならないという例外的場合を除けば、小法廷の判決にも終審性が付与される。国際司法裁判所の裁判部が小法廷と類似の存在であるのならば、同様に終審性を付与されなければならない。裁判所規程第六〇条が妥当しなければならないのだが、同時に、同条による判決の解釈に関して重要な疑念がある。同条にいう「判決」に裁判部による判決も含むとして理解するとしても、裁判所は、当事者の一方からの要請により判決の意義又は範囲について解釈できるのだが、その際、判決を下したのと同一の裁判部によつて解釈がなされなければならないとする条項は存在しない。裁判部の下した判決の解釈を全員廷によつてなしうるのであれば、それは、裁判部から裁判所への上訴の可能性を認めることになるのではないか。

一九七八年の国際司法裁判所規則改正により、アドホック裁判部の制度は紛争当事国にとつて利用しやすいものとなった。この制度が初めて利用された一九八一年のメイン湾事件以来、国際司法裁判所は、頻繁に判決を下す効率的機関に変身したかのようである。しかし、下された判決をよく見れば、その半数近くが裁判部によるものである⁴⁾。法的拘束力に関しては、国際司法裁判所規程第二七条により裁判部の判決も裁判所の判決とみなされ、その点では問題

はない。だが、研究者がこれらの判決を扱う際に、全員廷による判決と同じように扱ってよいものなのであろうか。本来、国際司法裁判所の判決は、当該事件に限り当事者間でのみ拘束力を有するものであり、裁判所規程上、判例法形成効果は否定されている。しかし、国際司法裁判所に対する強い信頼は、諸国家の実務家や研究者達から裁判所の法理学を尊重する態度を引き出し、実質的に判例法の形成をもたらしている。このような判例法の形成に関して、裁判部による判決と全員廷による判決とを同一視してもよいもののだろうか。

以上のような解釈上の問題点と同時に、立法論上の問題点も残る。裁判所が頻繁に判決を下せるようになったのは好ましいが、アドホック裁判部の制度は、裁判所の本質を変容させてしまったのではないかとの疑いがある。便宜性を理由に設置された裁判部の制度の本質を再検討しておく必要があると思われる。というのも、国際司法裁判の制度は、国際紛争の平和的解決制度の体系において最も重要なものであり、当事者から完全に独立した第三者たる裁判所が紛争の解決を行うところにその司法性の根幹がある。紛争解決を促進すると同時に、完全に公正な解決を提供することが目的なのである。しかし、この両者は必ずしも両立するものではなく、時には矛盾を引き起こすこともある。両者が抵触する場合、どちらを優先するべきであろうか。紛争解決の促進を犠牲にしても公正さを維持すべきか、あるいは、公正さに若干の疑念を残しても紛争解決を促進すべきかが問題である。現在の国際司法裁判所規程及び規則が認めているアドホック裁判部の制度は、この問題点を浮き彫りにしている。

本稿では、裁判部制度の概観を示すとともに、アドホック裁判部の国際司法裁判所における位置づけを検討し、その基本的性質を考察する契機としたい。

2 歴史的背景

(1) 裁判所規程の改正

まずは、歴史的背景から見てみよう。国際司法裁判所は、国際連盟時代の常設国際司法裁判所の後継者として位置付けられている。一般的組織に組み込まれた点など相違点もあるが、全体としては、後継者と目されるのも当然であろう。国際司法裁判所の基礎条約たる国際司法裁判所規程は、常設国際司法裁判所規程とほとんど同一の形式・内容を有し、加えられた変更もごく僅かなものである。⁶⁾

裁判部に関する規定は、このごく僅かな変更のひとつである。常設国際司法裁判所規程第二六条から二九条には、特別な部類に属する事件を扱う裁判部と簡略手続裁判部に関する規定がおかれていた。国際司法裁判所規程を起草したワシントン法律家委員会は、これらの詳細な規定の多くを削除した。特に、特別な部類に属する事件を扱う裁判部に関しては、旧裁判所規程にあった第九条への言及を完全に削除したところが大きな意味を持つ。すなわち、旧裁判所規程第二六条と二七条には、「裁判所は能ふ限り第九条の規定を参酌して」との限定がなされており、尊重されるべき第九条では、裁判所の裁判官の選挙に際して「裁判官全体のうちに世界の主要文明形態及び主要法系が代表されるべきものであることに留意しなければならない。」と規定されている。旧裁判所規程においては、裁判部の構成を考える際にも、主要文明と主要法系とが代表されることが必要とされていたのである。裁判部を構成する裁判官の選任の際に要求されていた、この条件は、現裁判所規程では削除された。常設国際司法裁判所時代には、裁判部の利用は一度しかなされておらず、このため、詳細な規定をおいていた条文を整理し、簡素化したという意味では、旧裁判所規

程の第二六条と第二七条を、現裁判所規程の簡略な第二六条一項に置き換えたことは理解できる。しかし、第九条への言及は、裁判部が裁判所全体と同一のものであることを示す重要なメルクマールであった。⁽⁶⁾ 現裁判所規程第二七条にあるように、「部のいづれかが言い渡す判決は、裁判所が言い渡したものとみな」されるのである。第九条への言及を削除した結果、構成される裁判部が著しく特定の文明、法系に偏ったものとなる可能性が生じたのである。

さらに重要視すべきは、ワシントン法律家委員会が新しく創造した裁判部である。現裁判所規程第二六条二項では、特定の事件の処理のための裁判部（アドホック裁判部）の規定がおかれており、これは、旧裁判所規程には存在していなかったものである。また、裁判部を構成する裁判官の人数にも大きな相違がある。旧裁判所規程では、特別の種類の事件のための裁判部に関しても、簡略手続裁判部に関しても、五人の裁判官によつて構成されることになっていたが、現裁判所規程では、簡略手続裁判部のみが五名、特別の種類の事件のための裁判部が三名以上、アドホック裁判部に至つては、裁判官の人数に何の制限もない。いいかえれば、二六条二項による裁判部は、一名の裁判官から構成されてもよいということである。

(2) 裁判所規則の改正

裁判所規則が改正される契機となつたのがハイドの書いたノートであるといわれている。⁽⁷⁾ しかし、シュペーベルは、規則改正にいたつた流れを分析し、当時国際司法裁判所の裁判官であつたジェサップの影響力を示唆している。⁽⁸⁾ まず、ハイドが問題のノートを書いたのは、ジェサップからの示唆によるものだということをハイド自身が明らかにしている。さらに、ジェサップ判事は、問題のノートを書かせる一方、自身はハーグアカデミーで講演し、裁判部の有用性に関心を引き、さらに、アメリカ国際法学会では、ハンプロ大使とともに国際司法裁判所に関する特別パネ

ルを設け、「国際司法裁判所の将来」とのタイトルの書物の発行にまでいたっている。⁽⁹⁾ アメリカ政府は国連総会に働きかけ、総会はアメリカの希望するような決議は採択しなかったものの、事務総長を中心として問題を検討することを決定したのである。

いくつかの国家が裁判部の利用に興味を示し、事務総長宛の解答書の中で問題に言及している。⁽¹⁰⁾ 裁判所も注目していた。一九六〇年代後半より、裁判所は、いわば開店休業状態に追い込まれていた。裁判所に付託される紛争の数が著しく減少し、裁判所に対する信頼が失われたのではないかとさえ心配された。こういつた状況の背景には、一九六六年の南西アフリカ事件判決が発展途上諸国からの裁判所への不信感の表明につながり、他方で、先進諸国は、逆に裁判所の将来に関する不安感をもっていた。国際連合もこうした事態に危機感を持ち、かくして、国際司法裁判所の役割の再検討に至ったのであるが、裁判所自身の危機感にもかなり大きなものがあつたと思われる。⁽¹¹⁾ 裁判所は、先進諸国に裁判部への期待感が高まっているのを受けて、この問題に対して前向きに応えようとしたのであろう。

さらにもう一点、裁判部に関する裁判所規則が改正された原因の一つに挙げられているのがビーグル海峡事件である。⁽¹²⁾ ビーグル海峡事件では、一方の当事国が国際司法裁判所への付託を希望し、他方の当事国は、仲裁裁判を望んだ。結局、両国が設置した仲裁裁判所の裁判官は、全員が国際司法裁判所の現役の裁判官であつた。仲裁裁判官の選任は、イギリス国王に委託されたのだが、イギリス国王は、当事者に諮問し、裁判所の構成に関する当事者の希望を受け入れたのであつた。その結果、全員が裁判官という事態を呈したのである。両当事国は、裁判所の判決を得ることはできたが、国際司法裁判所での様々な便宜の恩恵に浴することができなかった。また、当然のことながら、国際司法裁判所の判決と異なり、国連憲章による保証もなかつた。この事件が国際司法裁判所に裁判部に関して考えなおさせる

大きな機会を提供したようである。

裁判部に関する裁判所規則の改正は、二段階に分けて行われた。一九七二年の改正では、一九四六年規則の第二四条が第二四条から第二七条にまで改正され、さらに、一九七八年の改正で、裁判部に関する規定は独立した扱いを受けることとなり、第一章第三節に移動され、条文は第一五条から第一八条となった。

これら二度にわたる規則改正で、裁判部に関してなされた変更は、次の二点において特に重要である。第一に、裁判部の構成に関して、裁判所長が当事国意思を確認し、その内容を他の裁判官たちに報告すること、第二に、ひとたび裁判部の裁判官に選任されると、たとえ裁判所裁判官としての任期が終了しても、引き続き裁判部での事件が終了するまで裁判部裁判官としての任に就くこととなる。この二点は、裁判部の性質を大きく変えることとなった。同時に、裁判所の基本的理念との抵触が問題とされる。

裁判部の構成に関して当事国の影響力を認める点については、裁判所の仲裁化が危惧されている。裁判所規程では、裁判部を構成する裁判官の数についてのみ当事者の発言権を認めている。改正された規則では、どの裁判官が裁判部を構成すべきかという点についてまで当事者の発言権を認めたことになる。裁判所の役割の再検討問題の際に、いくつかの国家が述べた希望を裁判所が受け入れたのである。しかし、この改正は、司法裁判所を実質的に仲裁裁判所化してしまふという批判が強くなされている。¹³⁾

より詳細に見てみるならば、裁判部の構成に関する規則の条文は、一九七二年規則と一九七八年規則とでは微妙に異なる。七二年規則の第二六条一項は、「規程第二六条二項の下で活動する裁判所が、当事国の要請により特定事件を扱う裁判部を設立することを決定する際には、裁判所長は、裁判部の構成に関して当事国の代理人に諮問し、その結果を裁判所に報告しなければならない。」と規定しているが、他方、一九七八年規則では、第一七条二項において、「裁

判所長は、両当事者が同意した場合には、部の構成に関して両当事者の意見を確認し、かつ、それを裁判所に報告する。また裁判所長は、規程第三一条四項の規定を実施するために必要とされる措置を取るものとする。⁽¹⁵⁾と規定している。この変化に関して、ロゼンヌは、「一九七二年の第二六条は、裁判所の裁判官が(裁判部の長となる)一名だけしかいないアドホック裁判部の可能性に導き得るような表現になっていた。」と指摘し、現在の条文が裁判部の構成に関する当事者の一般的権限と裁判所のコントロールとを均衡させる方向を指しているとしている。⁽¹⁶⁾

第二の改正に関しても批判が大きい。裁判部の構成が当事国の希望とは異なったものになる危険性をできるだけ減らすために設けられた規則であろうが、裁判所裁判官としての任期終了後にも裁判部において引き続き任務に当たすることは、裁判所には同一国籍を有する裁判官が同時に二人以上ではいけないという同一国籍禁止原則にふれる重要な問題を惹起する。この問題は、単に生じる可能性があるというだけではなく、実際にメーン湾事件の際に二人のフランス国籍の裁判官が同時に裁判所に在籍するという異常な事態をもたらした。⁽¹⁷⁾

(3) 裁判部の構成の実行

裁判所規則改正後に初めて裁判部が用いられたのがメーン湾事件である。この事件は、アメリカ・カナダ間の国境画定に関する事件である。⁽¹⁸⁾ 両国は、司法的解決に合意した後も、なぜか、国際司法裁判所の全員廷に付託することに躊躇し、裁判所の特別裁判部か、あるいは仲裁裁判に付するかについて交渉を行った。特別裁判部に付託した後も、裁判部の構成が両国の意向に添ったものにならなかった場合には、提訴を取り下げ、あらためて仲裁裁判に付するという合意に達している。このため、国際司法裁判所は、いわば脅迫を受けているような立場に立たされた。すなわち、両国の要請する裁判官を裁判部に選出しない限り、訴の提起を取り下げるということである。

裁判所が選出した裁判官は、完全に当事国の意向に沿うものであったことは、小田裁判官の宣言からも明らかである。この経過は、裁判部の裁判官の選挙の際にも秘密投票が貫かれていた規程の精神からすれば、著しく問題のあるものであった。二人の裁判官が反対意見を付し、この点について批判している。モロゾフ判事は、その反対意見の理由として、当事国が裁判部の構成について裁判所に命令できると勘違いしていることにあるとし、エル・カーニ判事は、希望通りの裁判部でない場合には、仲裁に問題を付託するという内容の付加的協定までも当事国が裁判所に提出したことに言及している。

構成された裁判部は、グロ（フランス）、モスラー（西ドイツ）、アゴー（イタリア）、シュベーベル（アメリカ）、コーエン（カナダ選任アドホック裁判官）の五名であったために、西欧型裁判部との批判を受けた。だが、必ずしも当事国にそのような意図があつたのではない。と言うのも、多くの文献中に示されていることだが、いささかの経緯があつた。ここでは、小田裁判官の記述に依拠しよう。「そのころ、裁判所外でかなり広く流布されていた噂がある。それによれば、つとに考えられていた小法廷の構成は、ウォルドック（イギリス）、モスラー（西ドイツ）、小田（日本）の三裁判官、そうしてアメリカ指名の特任裁判官としてヒメネス・デ・アレチャガ（ウルグアイ）、カナダ指名のソーレンセン（デンマーク）であつた。当時アメリカ出身の裁判官であつたバックスターは、就任前にメイン州の諮問に應じていた経緯があつて自ら本件は回避する意向であり、そのためにアメリカは、第三国のヒメネス・デ・アレチャガを希望し、そうであればカナダも自国国籍のものを特任の裁判官に出す意向はなく、さきのような構成が考えられたという。」この構成であれば、西欧に偏るといふこともなく、また五人のうち四人は、一九六九年の北極大陸棚事件にアドホック裁判官としてまたは補佐人として関与した経験があり、専門家としての評価をも受けよう。しかし、バックスターが死亡し、そのためアメリカ国籍の裁判官が回避する必要がなくなり、それとともにカナダも自国国籍

判官を送り込むこととし、さらにウォルドックも急死したため、構想は完全にくつがえった。結局、前記の西欧型裁判部に至ってしまったということであるが、その間の「裁判所内における虚々実々の駆け引きはいまだ記す時期ではない。」と小田裁判官は述べている。¹⁹⁾

エルサルバドル対ホンジュラスの事件では、小田裁判官は、「選挙の過程もそれ以後の過程と同じく司法的に公正なものでなければならぬ。」とのべ、暗に裁判部の構成過程についての批判を提起している。²⁰⁾ シュペーベルは、この小田判事の批判について、選挙が秘密投票であるから司法的に公正である旨の反論を行っているが、²¹⁾ 小田判事の意図が選挙を行う以前の当事国の態度表明が裁判所での選挙に与える影響の大きさについて語っているのは明白である。

他方、近時、裁判部への付託は急激に増大した。これは、裁判官を自由に選出できる特別裁判部の特性が諸国家にとってきわめて魅力的なものであることを示しているのではないか。

3 モロゾフ、エル・カーニ裁判官の批判

最初に提出された最大の批判は、やはり、メイン湾事件の裁判部を構成する際に、反対意見を提出した、モロゾフ、エル・カーニ裁判官の見解であろう。²²⁾

モロゾフ裁判官は、当事国が裁判部の構成を裁判所の裁判官選挙の前に行うことを要求し、裁判所がこの要求に従ったことを批判し、裁判部を構成する裁判官の選挙は、裁判所裁判官の選挙の後に延期するべきだったと主張している。さらに、モロゾフ裁判官は、当事国代表が、裁判部を構成する裁判官の数を決定できるだけでなく、構成する裁判官を指名できるという誤った前提の下で特別協定を締結していると述べている。「この状況の下では、裁判所規程と規則

に従つて、秘密投票により当事者の意向とは独立して選挙を行う裁判所の主権的権利が實質的に無意味になつてゐる。」とさえ批判してゐる。⁽²³⁾ たしかに、当事国の意向により決定されるのであれば、裁判所における秘密投票の意義は消滅する。

エル・カーニ裁判官は、当事国の行動を詳細に述べてゐる。「(裁判所に事件を付託する協定とともに) 両当事国代表は、裁判所に対して、当事国が定めた期限内に当事国の希望通りの方法で当該裁判部を構成するといふ要請に裁判所が応じないのであれば本事件を仲裁裁判所に付託するといふ特別協定も提出した。・・・両国代表は、裁判所長との会談後に裁判部を構成する裁判官の数を五名と決定し、その後、さらに、特定の構成の裁判部を主張したうえ、欠員の場合には両国の承認に従つて補充する裁判官を特定することを主張し、これらが受け入れられない場合には、提訴を撤回し、裁判所での手続きを終了させ、代わりに事件を仲裁に付すると主張した。私の見解では、特定の構成を有する裁判部の形成に不当に短い期限を課すことは、裁判所から行動の自由と選択の自由を奪ひ、本来の司法行政の障害となる。さらに、裁判所への信頼を減少させ、国際連合の主要な司法機関としてのその威信を傷つけるものである。結果的に、世界性といふ裁判所の基本的かつ本質的性質を奪うことにより裁判所を地域化させ、裁判所の名の下の行動する同一国籍の裁判官が二人—一人は裁判部にもう一人は裁判所に—存在するといふ結果を間接的にもたらす。」⁽²⁴⁾ このように述べた後で、エル・カーニ裁判官は、裁判所裁判官の選挙後に裁判部の構成を行えば、問題は解消したとしてゐる。

以上のように、両裁判官の意見中に示されてゐる問題点は、第一に、裁判所の裁量権、特に独立性を侵害してゐること、第二に裁判所の世界性を奪うこと、第三に同一国籍裁判官の禁止原則にふれることである。

第一の点である裁判所の裁量権、独立性を侵害するといふ批判がもつとも大きな反対論の論拠となつてゐる。メイ

ン湾事件のように、当事国が極端な自己主張を行い、要求通りの裁判部を構成しなければ裁判所を替えるというフォーラム・ショッピングまがいの行動を許すのであれば、たしかに裁判所の威信に関わる問題だと言える。裁判所の有する「管轄権の管轄権」を破ることとなろう。この点に対する反論としては、裁判部の構成に関して裁判所は、当事者の意思を確認(ascertain)するのみであり、決定権は裁判所にあること、特に秘密投票が認められていることを挙げることがある。当事国の意思を尊重する義務を裁判所が負っているのは、裁判部を構成する裁判官の数のみであり、どの裁判官が裁判部を構成するかに関しては、法的には裁判所の自由裁量である。事実上、裁判所が当事国の意向に振り回されてしまったのは、裁判所自身の問題だとも言える。にもかかわらず、この論点がきわめて強く批判論の根拠として打ち出されてくるのは、国際司法裁判所にとって司法性の概念が制度の根幹にあるからであり、事実上の影響力といえども軽視すべきでないからである。

国際司法裁判所の司法性とは、主に、当事者からの裁判所の独立性にあると言える。常設仲裁裁判所と国際司法裁判所を比較してみるならば、国際司法裁判所の特性として、実体的常設性、裁判官選任手続の当事者からの分離、裁判準則の固定などが挙げられる。これらの特性は、裁判の公平さを担保する上で最低限必要な性質といふべきであろう。国際裁判所が恒久的な制度として樹立される以前には、国際裁判は、もっぱら事件ごとの仲裁裁判所によって行われたのであり、そして紛争の後に設置される仲裁裁判所では、どうしても当事国間で締結されるコンプロミー(仲裁裁判を実施するための協定)の内容に関して当事国間での交渉を持つ必要があり、その際に大国が自国に有利な内容を持つコンプロミーを小国に押しつける懸念があったのである。例えば、裁判官の選任や裁判準則の決定が判決の内容に大きな影響を持つことは容易に理解できよう。紛争が生じる以前に裁判所が設立され、あらかじめ裁判官が確定し、裁判準則が決定してこそ、真に公平な国際裁判と呼べるものであり、司法性が確保されるのである。

このように、常設性と裁判官の事前の確定が裁判所の司法性にとって大きな意味を有するのは、大国と小国の間で紛争の際に、司法的なすなわち公平な解決の外観を取りつつ大国が自国に有利な判決を期待できる裁判所に紛争を付託することを小国に対して強制するような事態が想定され、そういった可能性を除去するためにこそ、紛争以前に裁判官が確定していることが重要なのである。メイン湾事件でのような当事国の望む構成そのままの裁判部の設置は、裁判所の司法性、独立性に対して大きな脅威を与えるものとなる。さらに、裁判部の構成について当事国の影響力が大きすぎるのは、問題をもう一点生じる。裁判部の判決といえども、裁判所の判決と同等視されるのであれば、以後の全員廷による裁判所の判決を心理的に拘束してしまう危険性がある。裁判所の判決は、法的には当該事件限りの拘束力しか持たないが、実質的には、裁判所の判例法の発達は大きなものがある。裁判部の下した判決、それも当事国のわがまま通りの裁判部の下した判決が、全員廷の判決と同等の扱いを受けることは、ある種の懸念を生じさせるかもしれない。

第二の問題点である裁判所の世界性、「主要な文明、法系を代表する」ことを侵害するという点も、やはり大きな問題へと発展する危険性がある。しかし、この点は、規則の改正としてではなく、裁判所規程の改正としてなされたという点に留意すべきである。すなわち、裁判所自身で決定したのではなく、裁判所を作った組織による決定なのである。もちろん、裁判所規程の条項であつても、それが裁判所の本質的性質、役割に違反するものであれば、条文の解釈に際して、十分に斟酌しなければならぬ。裁判所規程では裁判部の構成に世界性を要求していなくても、付託された事件の内容次第では、裁判部が「主要な文明・法系を代表」するように配慮すべきであろう。これは、裁判所に裁判部の構成に関する法的な権限があり、かつ、裁判所における投票が秘密投票であることにより実践的に解決できるのではあるまいか。

第三に、二人の同一国籍を有する裁判官が裁判所に所属しているという状態にも大きな問題がある。裁判所規程第三条一項には、「裁判所は、十五人の裁判官で構成し、そのうちのいずれの二人も、同一国の国民であつてはならない。」との規定が置かれ、この原則に明らかに違反する事態となる。だが、条文中の「裁判所」は、全体としての国際司法裁判所を意味し、それぞれの裁判部を意味しているものではないという解釈もありうるであろう。

本来、chamber という言葉は、裁判官の控え室を意味するものであり、正式の裁判以外の司法事務―当事者との話し合いなどに用いるところから、略式手続に用いるところという意味で命名されたのではなからうか。裁判所規程第二十五条一項は、「この規程に別段の明文規定がある場合を除く外、裁判所は、全員が出席して開廷する。」と規定するが、この規定からは、明らかに、全員廷が裁判所の原則であり、「部」は例外的存在であることが理解できる。常設国際司法裁判所規程においては、特定の部類のための裁判部の規定が設けられたのは、もっぱらヴェルサイユ条約という特殊の理由のゆえであり、また簡易手続裁判部の規定に続いて、簡略手続のための規則の制定権に言及されている点を考えれば、迅速な手続のための例外的存在として考えられていたと思われる。

アドホック裁判部については、さらに特殊な性質をあたえられていると言える。国際司法裁判所内の例外的手続きとしてこそその存在が認められているのではないか。ある意味では、裁判所が裁判所外に設置する別個の存在として考えてもよいのではなからうか。アドホック裁判部は、いつてみれば、国際司法裁判所が要請を受けて設置する特別な仲裁裁判所であるとの見方も可能である。部の言い渡した判決は裁判所が言い渡したものとみなされるという規定は、この推測を打ち砕くようにも思われるが、この規定自体は旧裁判所規程に含まれていなかったものであり、むしろ逆に、このような規定をおかなければならないほど、裁判部は、裁判所から独立した存在として予定されているのではないか。そのような存在として考えるのであれば、裁判部にもう一人の同一国籍裁判官が存在してもかまわない

との解釈もあり得る。

4 結びにかえて

問題の底辺にあるのは、やはり裁判部という存在をいかに把握するかという点であろう。国内の最高裁の大法廷と小法廷のように、同一の裁判所でありながら構成が異なるというだけのことであると理解するべきか、それとも、裁判部を國際司法裁判所の外的組織あるいは下部組織ととらえ、裁判所のコントロールにある程度服しつつも裁判所とは別個の区別されるべき存在と理解するか、である。

國際司法裁判所には、紛争解決機能と国連法機能とがある。國際法の法廷として、裁判所は、法を適用することにより紛争を解決する任務を果たさなければならぬ。この点では、裁判部の制度は、諸国家に裁判所を利用させやすくするものであり、國際社会に生起するさまざまな紛争に対して解決を与える可能性を拡大する。他方、裁判所は、国連の法廷として、法の適用・解釈に際して、一地域の偏狭な価値観に左右されることなく、普遍性をもった視野を保持し、判例法の形成にも寄与する法理学を展開する義務がある。この点では、裁判部の構成が一地域の代表のみからなるようであれば、裁判部の判決は、国連法の法廷としての裁判所の任務と抵触するものとなる危険性がある。

國際司法裁判所自体が仲裁裁判所化してしまう危険性は、何とか避けなければならないところである。他方で、紛争の平和的解決―特に裁判による解決を促進していくことは重要であり、紛争当事国に便宜なシステムを提供していくことは、國際連合の課題でもある。裁判による解決の際に、國際司法裁判所が何らかの形で関わっていくことも望ましい。裁判部の制度の特徴の中でも、小規模な法廷により、迅速にかつ経費をかけずに信頼できる判決を提供する

という点は評価できる。

国際司法裁判所長のジェニングス判事が一九九二年に来日した際に、ある雑誌の誌上座談会において小田裁判官とともに、この問題について若干述べている。ジェニングスは、裁判部が仲裁化する危険性に関する懸念は理解できるとしつつも、裁判部と仲裁裁判の制度は同じではないとし、その根拠として、裁判部の構成は裁判所での秘密投票によるものであること、裁判部の判決は裁判所の判決とみなされること、そして、裁判部の活動を裁判所は見守る、監督的位置にあることを挙げている。小田裁判官もこれを受けて、裁判部の判決といえど裁判所の判決なのだという⁽⁶⁾ことで判決の継続性というものがあることを強調している。小田裁判官が考えているのは、判決の継続性があるから、裁判部は、裁判所の作り上げた法理学から逸脱できないという意味であろう。しかし、逆に、裁判部の下した判決が裁判所自体を拘束する危険性もあるのである。

さらに、小田裁判官は、「本来、小法廷というのは、むしろ、簡易な事件で、簡易な手続きであるということでしたが、最近の傾向はむしろ逆で、小法廷の事件がたいへん多くの口頭弁論、書面審理を必要とする大事件になっていて、という点は、考えなければならぬ点であろうかと思えます。」と述べている。この点に関して、小田裁判官は、別の箇所⁽⁷⁾で、より詳細に述べている。「アドホック裁判部が、全員廷の完全な手続きを通過することを要求されないような、小事件(minor cases)を審理することを主に想定されているのだと考えるのは正確ではない。この考えは、一九七八年の裁判所規則にも引き継がれているように思われる。すなわち、第九二条は規定する。『裁判部での事件の書面手続きは、各方から一度ずつの訴答書からなりうる。』」小田裁判官の指摘通り、裁判所規則の条文は、裁判部での手続きが簡略であるかのように想定している。しかし、実際には、裁判部で行われるからといって簡略なものになるというものではなく、逆の事態もあるのである。この点も、アドホック裁判部が他の二種類の裁判部と比べ、著しく異なっ

いる部分である。アドホック裁判部は、裁判の迅速化のためにある制度ではなく、諸国家が訴訟を提起しやすい場を新しく作り出そうとする制度なのである。裁判部の長所を生かしつつ、裁判所自体の仲裁裁判所化を防止する方策はあるであろうか。

立法論としては、裁判所規程第二六条の規定を変更し、裁判部の構成を当事者の意思と切り放す可能性がある。あるいは、裁判所規則を改正し、裁判部を構成する裁判官の数のみを当事者の承認の下に置くという可能性もある。しかし、いずれにしても今日の裁判部の盛況が裁判官を選べるという利点のゆえに紛争当事国を引きつけているのだと仮定するならば、これらの改正は、アドホック裁判部の唯一の長所を殺し、再び裁判部の停滞を招くだけかもしれない。

忘れてはならないのは、司法裁判所と仲裁裁判所の並列的共存は、既成の事実であること、そして、紛争当事国には司法裁判所への付託義務はないということである。紛争当事国は、仲裁裁判か司法裁判かという選択権を有しているものであり、この点は、裁判所規程を改正しようと裁判所規則を改正しようと変化はないのである。国際司法裁判所の司法性も常に、現実の状況による制約を受けるものである。義務的管轄権を持たず、受動的立場に終始することを運命づけられている国際司法裁判所には、完全な意味での司法性・独立性はあり得ない。

裁判所の司法性という本質的問題を捨象し、単に国際社会における紛争解決のみを考えるのであれば、裁判部の制度は、大変によいものだとの評価もできよう。国際司法裁判所の裁判官一人が裁判長を務め、ほかに二人のアドホック裁判官からなる裁判部であっても、便宜的な紛争解決手段を提供できるであろう。この問題が司法性の問題にとつてネットワークとなるのは、もっぱら裁判部の判決が裁判所の下したものとみなされたとの規定にある。判決が同一視されるということは、裁判所と裁判部が同一視されるという結果を招来しうるからである。しかし、この点は、本当に問

題視されるべきものなのだろうか。裁判所規程によれば、裁判所の判決は、当該事件に限り当事国のみを拘束するものである。このような一般的な拘束力を持たない判決が、実質的に、判例法を構成し、裁判所自身はもちろん国際社会の大多数の国々により権威あるものとして評価され遵守されているのは、規程の条文を越えた重みにこそある。裁判部の下した決定が裁判所自身の判決と混同される危険性はもちろんあるが、その点は、専門家の側から頻繁に国際社会に対して混同の危険を戒め、裁判部の下した決定と裁判所の判決との意識的区別を心がけていくのであれば、十分に乗り越えていけるのではなからうか。

条文上は、アドホック裁判部が裁判所の外部の存在として予定されているとは言えない。しかし、裁判所の仲裁裁判所化を抑止し、裁判所に対する国際社会の信頼を維持していくには、アドホック裁判部の制度からもたらされる危険性をできるだけ稀釈する必要がある。そのためには、アドホック裁判部の制度を意識的に裁判所とは別個の存在として考察する態度を研究者の側で維持していく必要があると考える。ゆえに、裁判部を「小法廷」と呼ぶような行為は、裁判所と裁判部を同一視する傾向を生みだし、好ましくないと考えられる。

強制管轄権が与えられていない以上、国際司法裁判所の司法性は不完全なものにとどまる。裁判所の活用を促すという政治的便宜のためにアドホック裁判部は設置されているのであり、この制度を維持しつつ、裁判所の威信を守る努力をなしていくことが重要である。アドホック裁判部の判決が、裁判所の判決と混同されないように注意し、かつ、アドホック裁判部が特異な存在であることを常に念頭に置いておかねばならないであろう。

【注】

(1) ワンベンチ論に関しては、宮沢俊義「最高裁判所の性格」(清宮・佐藤編「憲法 演習」一九五九年有斐閣、一六一頁

以下）を参照。

- (2) ジュリスト九九九号「国際司法裁判所の活動の現況」など。
- (3) 我が国の最高裁の大法廷と小法廷との関係及び小法廷の基本的性質に關しても議論が存在している。最高裁判所事務総局総務局編著「裁判所法逐条解説（上）」一九六八年法曹会発行、七九頁注2参照。最高裁小法廷を憲法上の下級裁判所とみなすのが、真野毅「最高裁判所機構改革の基本問題」ジュリスト七一号二一〇頁。これに対し、小法廷も本質的には最高裁であるとするのが岩田誠「最高裁判所小法廷は下級裁判所か」ジュリスト七四号二一六頁、および、宮沢俊義「日本国憲法」一九五五年日本評論新社、六三三—六三四頁。小法廷を大法廷からの委任を受けた受命裁判官として考えるのが、兼子一「裁判法」昭和六三年新版（補訂）一三七頁および「裁判所法解説」法律時報一九卷五号三三三頁。
- (4) メイン湾事件以後に下された判決は、リビア・マルタ大陸棚事件、チュニシア・リビア大陸棚事件判決の再審及び解釈の請求、対ニカラグア軍事的活動事件、国境紛争事件、シシリー電子工業会社事件の六件であり、このうち、メイン湾事件と最後の二件がアドホック裁判部によるものである。
- (5) 牧田幸人「国際司法裁判所の基本的組織原理」一九八六年有信堂二〇二頁。
- (6) 世界性・普遍性は、国際司法裁判所の本質的特質である。裁判所が国連の主要な司法機関である以上、これは当然のことと言えよう。
- (7) J.N. Hyde, "A Special Chamber of the International Court of Justice—An Alternative to Ad hoc Arbitration", 62 *American Journal of International Law* 439-441
- (8) S.M. Schwebel, "Ad hoc Chamber of the International Court of Justice", 81 *American Journal of International Law*, 831-854
- (9) *The Future of the International Court of Justice*, edited by Leo Gross, 1976, Oceana
- (10) *Review of the Role of the International Court of Justice*, Report of the Secretary General, UN Doc. A/8382, 1971

- (11) 裁判所の役割の再検討は、裁判所の基本的性格に関する考察も含むものであった。
- (12) 114 IJY.B. 1970-1971 および 10 *International Legal Materials* 1182, 17 *ILM* 632
- (13) 「司法裁判所と仲裁委員会との古典的な制度的区別は、紛争解決に関して異なった法的価値と法的過程とを有し、さらに異なった法的目的さえも有しているもののだが、この区別が消滅へと向かうこととなる。」とマックホイニーは述べる。McWhinney, "Special Chambers within the International Court of Justice: The Preliminary, Procedural Aspect of the Gulf of Maine Case", 12 *Syracuse Journal of International Law and Commerce*, 1, 1985, at p.6
- (14) 原文は以下の通り。
- "When the Court, acting under Article 26, paragraph 2, of the Statute decides, at the request of the parties, to form a Chamber to deal with a particular case, the President shall consult the agents of the parties regarding the composition of the Chamber, and shall report to the Court accordingly."
- (15) 原文は以下の通り。
- "When the parties have agreed, the President shall ascertain their views regarding the composition of the Chamber, and shall report to the Court accordingly. He shall also take such steps as may be necessary to give effect to the provisions of Article 31, paragraph 4, of the Statute."
- (16) Shabtai Rosenne, *Procedure in the International Court of Justice*, Martinus Nijhoff, 1983, at p.43
- 裁判所規程第三二条四項は、アドホック裁判官の規定が裁判部にも適用されること、および、その場合には、部を構成する裁判官の中の一人または二人が裁判長の要請によりアドホック裁判官に席を譲る旨の規定が置かれている。七二年規則のままでは、裁判部が三名で構成され、しかも、その中に両当事国とも国籍裁判官を有していない場合には、必然的に、裁判長（裁判所所属の裁判官）一人とアドホック裁判官一名から裁判部は構成されることとなる。この点について、E. Jimenez de Arechaga, "The Amendments to the Rules of Procedure of the International Court of Justice",

American Journal of International Law, Vol.67, pp.1-22, at p.3

- (17) この点に関して、國學院大学の関野教授は強く批判している。関野「国際司法裁判所の部と裁判官について」*國學院法学*二一巻四号、四三一―六五頁
- (18) 詳細は、杉原高嶺「メイン湾境界面定事件」*國際法外交雜誌*八七巻四号三六一―六七頁
- (19) 小田滋「国際司法裁判所」*日本評論社*、一九八七年、二四〇頁。
- (20) 1987 *ICJ.R.*, at 13, Declaration by Judge Oda
- (21) 前掲注5, Schewebel, at 848
- (22) 1982 *ICJ.R.*, at 11-13
- (23) *Id.*, at 11
- (24) *Id.*, at 12
- (25) 裁判部の紛争解決機能を重視するものとして、中谷和弘「シリ―電子工業株式会社事件と國際裁判に関する若干の問題」*法学協会雑誌*一〇九巻五号、八七五―九〇四頁、九〇〇頁参照。
- (26) ジェニングス所長が監督的立場と表現する際に、参加申立の審理以外に何を念頭に置いているのかは不明である。
- (27) ジュリスト九九九号「国際司法裁判所の活動の現況 ―ジェニングス所長と小田副所長に聞く」七三―七四頁
- (28) Shigeru Oda, "Further Thoughts on the Chambers Procedure of the International Court of Justice", 82 *American Journal of International Law*, 556-562, at pp. 561-562

(うちがさき よしひで・本学法学部専任講師)